

第 1 回 農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 2 9 日開会

中標津町農業委員会

令和8年7月29日、第1回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

(農業委員会等に関する法律第21条の規定により町長が招集する)

本日出席した委員

(仮議席)

1 番	乾	元 樹
2 番	金 子	雄 司
3 番	唐 崎	幸 道
4 番	本 多	健
5 番	板 橋	匠
6 番	板 橋	弘 美
7 番	山 田	昇
8 番	小 沼	大
9 番	西 塚	知 也
11 番	山 下	幸 枝
12 番	助 口	明
13 番	二 瓶	裕 貴
14 番	横 田	千 秋
15 番	長谷川	孝 二
16 番	田 中	洋 希
17 番	竹 村	聡
18 番	後藤田	宏 幸

本日欠席した委員

10 番 纓 坂 直 俊

附議した案件

- (イ) 議案第 1 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 2 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ハ) 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ニ) 議案第 4 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
事 務 局 次 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	中 山 康 太
係	天 神 乃布子

(開 会 10時30分)

事務局長 ただ今より、中標津町農業委員会第1回総会を開催いたします。改選後、最初の総会でございますので、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町 長 農業委員改選後、第1回中標津町農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。農業委員の皆様には、農業行政はもとより町政全般にわたり、日頃より格別のご支援とご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律の定めにより、先般の6月定例会において同意をいただき、去る7月21日付で辞令を交付いたしました。さて、農業委員会の重要な業務の一つは、農地等の利用の最適化の推進でございます。具体的には、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消新規参入の促進を通じ、農地等の利用の効率化及び高度化を図ることが求められております。昨今、飼料・肥料を含む燃料等の資材価格高騰などにより、農業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。このような中であって、委員の皆様には、新任の方、または経験豊かな方までおられますが、いずれも各地域において人望が厚く、豊富な農業経験をお持ちの皆様でございます。町内の農業者が明るく希望に満ちた未来に向けて邁進できるよう、農業委員としての職責を果たしていただけるものと期待をしております。本総会を機に、気持ちを新たにされまして、農業委員18名の仲間とともに、充実した委員会活動に取り組まれますようよろしくお願い申し上げます。結びに、中標津町農業委員会のますますのご発展と、本日ご参集の皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
これより総会の議事に入りますが、会長が選任されるまでの間、本日の総会の招集者であります町長に、臨時議長をお務めいただき、議事の進行をお願いいたします。町長よろしく願いいたします。

町 長 改選後に行なわれます、最初の総会につきましては、町長が招集する事になっておりますので、会長が選出されるまでの間、臨時の議長の職務を行ないたいと思います。よろしく願いいたします。

臨時議長 それでは早速議事に入ります。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従いまして、ただちに会議に入ります。
日程1「仮議席の指定」を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。
日程2「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
中標津町農業委員会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員は、後程決定されます議席番号の1番及び2番の委員を指名したいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。

日程3、選挙第1号「中標津町農業委員会会長の互選について」を議題に供します。
会長は農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもってあてることになっております。互選の方法として選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選するか、おはかり致します。
発言を求めます。

(挙手あり) 後藤田委員

後藤田委員 指名推薦でお願いします。

臨時議長 ただいま、後藤田委員から指名推薦の方法で互選したらどうかとのご発言がございました、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。

おはかり致します、指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。

よって会長の互選は指名推薦の方法で行うこととなりました。
指名推薦について発言を求めます。

(挙手あり) 後藤田委員

後藤田委員 竹村 聡委員を会長に推薦したいと思います。

臨時議長 ただいま、後藤田委員から竹村委員を会長に指名推薦いただきました。
他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。おはかり致します、会長に竹村委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会長には竹村委員を選任することに決定いたしました。
ここで、会長に選任されました竹村委員よりご挨拶をお願いします。

竹村会長 ただいま、選任いただきました竹村でございます。私は3期9年、10年目に入りましたけども、まだまだ勉強不足で、何も分からないと言ったらおかしいですけども、皆様と同じくらいのレベルといいますか、そんな状況でございます。また新たに農業委員となられた方、地区で選任された方々は是非とも自分の地区に責任をもって任期を全うして頂きたいのと、中立委員の方々にしましては、よく聞くんですけども私は何も分からないのに大変申し訳ないと話をされる委員さんが過去にいたんですけど、私も何も分からないようなものなので、これから勉強していただいて、研修を受けてこれからいろいろ分かっていただければいいかなと思いますので、何も焦る必要はございません。任期は3年ございますので、2期、3期となれば10年もすぐっていう風になりますので、是非とも宜しくをお願いします。私も初めての代理職を1期務めさせていただきましたが、会長職は初めてのことばかりで、何も分からない右も左も分からないような会長でございますが、一人で頑張ったところで出来ることは何もありません。皆様の協力があって成り立つ会だと思っておりますので皆様のご協力をいただいて任期を全うできればと思っております。結びになりますけどもこれから任期2期、3期とやられる方もおられれば、1基の方もおられるかと思いますが是非とも協力をいただいて、お互い任期を全うしていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

臨時議長 竹村会長宜しくお願いします。会長が選任されましたので、ここで臨時議長の職務を終わります。
皆様のご協力をいただきまして、無事臨時議長の大任を果たすことができました。
大変ありがとうございました。ここで暫時休憩と致します。

(～暫時休憩～)

事務局長 町長におかれましては、この後の日程がございますので、ここで退席をすることとなります。臨時議長大変ありがとうございました。

(～町長退席～)

事務局長 会長が決まりましたので、会議規則第5条により竹村会長に議長をお願いいたします。

議 長 それでは会議を再開致します。
日程4、選挙第2号「中標津町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題に供します。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けた時また、事故がある時は委員が互選した者が、その職務を代理することになっております。職務代理者の互選の方法として、選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選したらよろしいか、おはかり致します。

(挙手あり) 後藤田委員

後藤田委員 指名推薦をお願いします。

議 長 ただいま、後藤田委員から指名推薦の方法で互選したらどうかと、ご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

議 長 ないものと認めます。
おはかり致します。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって会長職務代理者は指名推薦の方法で互選することとなりました。指名推薦について発言を求めます。
(挙手あり) 後藤田委員

後藤田委員 二瓶裕貴委員を推薦いたします。

議 長 ただいま、後藤田委員から二瓶委員を会長職務代理者に推薦したい旨、ご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

議 長 ないものと認めます。おはかり致します、会長職務代理者に二瓶委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって会長代理者には、二瓶委員を選任することに決定いたしました。
ここで、会長代理者に選任されました二瓶委員からご挨拶をいただきます。

二瓶代理 皆さんこんにちわ。この度三期目で会長職務代理者を皆さんからやってくださいということで、受けることになりました二瓶です。代理となると副となりますので会長の下となると荷が重いなどずっと感じておりましたけども、誰かがやらなきゃいけない宜しくお願ひしますと頼まれたものは素直に受けようかなと思って今回受けさせていただきました。会長も挨拶されていましたが、3年間これからありますけども、本当に前回の皆さん集まっていた時に、これからの農業、土地に関してはだんだん厳しく取り手がなくなってくる中で色々考えなければいけないことが多いので、農地委員会や農政委員会ありますので、その中で少しでもいい農業経営をする人、残る人にいい方法を考えていただければと思いますので、どうか皆さんに協力

していただいて、私も全然職がまだまだ未熟ではありますので、色々な意見出していただいて協力してもらえればなと思いますので宜しくお願いします。

議長 日程5「議席の指定」を行います。会議規則第8条の規定により、議長が定めとなっておりますので、議席はただいま着席されております議席といたします。

日程6「中標津町農業委員会専門委員会の構成について」を議題に供します。中標津町農業委員会専門委員会規則第4条の規程により、専門委員会の構成につきましては、総会で委員の中から互選した者を充てることになっております。おはかり致します。

中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選択届を提出していただきまして、この票をもとに会長、会長代理で整理させていただき、委員会構成を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選択届を提出していただき、この届をもとに会長、会長職務代理で調整させていただき、委員会構成を決定することと致します。なお、専門委員会規則第八条第二項の規定により、会長、会長代理は各委員会には出席しなければならないことになっておりますので、専門委員会には所属致しませんのでご了承願います。

休憩中に専門委員会の選択届を配布しますので、記入のうえ事務局に提出していただきます。ただちに休憩に入ります。

事務局長 委員の皆様にご連絡いたします。3号4号委員会室に移動をお願いします。委員会室にて選択届出書を配布しますので、記入の後事務局に提出していただき議場にお戻り願います。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に提出された選択届をもとに、会長、会長代理で調整をさせていただき、委員会構成を決定しましたので、事務局長から報告致します。事務局長。

事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。後藤田委員、田中委員、助口委員、山下委員、山田委員、板橋弘美委員、板橋匠委員、本多委員以上8名でございます。

次に農地委員会ですが長谷川委員、小沼委員、横田委員、纒坂委員、西塚委員、唐崎委員、金子委員、乾委員、そして本日欠席でございますが纒坂委員の方から農地委員会を希望とのことでしたので纒坂委員を加えた8名でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。ここで暫時休憩と致します。休憩中に各委員会の開催をお願いします。専門委員会規則第五条の規定により委員長、副委員長各1名を互選していただきまして、事務局まで報告をお願いします。また、後ほど議

題となります、広報特別委員会の委員であります、各専門委員会から2名を選出することとなっておりますので、合わせて選出していただき、報告をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。ただちに休憩に入ります。

事務局長 委員の皆様ご連絡します。控室3号4号委員会室にお集まり願います。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。
休憩中に各委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。
委員長に後藤田委員、副委員長は田中委員、農地委員会は委員長に長谷川委員、副委員長は小沼委員と決まりましたので報告させていただきます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで、農政、農地各委員長からご挨拶をいただきます。
農政委員長、お願いします。

後藤田委員長 皆さんこんにちは。今期3年間農政委員長を務めさせていただきます後藤田です。皆さんよろしくお願いいたします。私ですが今期で5期目、このメンバーで一番長いのですが、農政委員を担当するというのは何分初めてなもので、本当に何をやっていいのかわからないところも多々かと思いますが、一緒にやっていく農政委員皆さんに不安がらず頑張って努めていきたいと思います。そしてまた皆さんの協力を得ながら一つ一つ勉強しながら進めていきたいと思いますので宜しくお願いします。

議長 農地委員長お願いします。

長谷川委員長 皆さんこんにちは。このたび農地委員長に決まりました長谷川と申します。私は今回会長となられた、竹村会長と同じく今期4期目10年目になります。どちらの委員会にも所属したことがあるんですけども、2期目にちょっとしたいろんな関係でいきなり農政委員長になった経験があるんですけども、何分右も左もわからない農政委員長で、くしくもその頃丁度コロナが流行っていた頃で、集まり事態も極力避けましょうという流れの中でやっていたものですから、ほぼほぼ事務局サイドで進めて頂いた結果を報告したりで、ほぼ委員長らしい仕事はしないで来たんですけど、今回の農地委員長で前回農地委員で少しは流れ、形は見てきたんですけども、何分先日も話した通り、現状今の農地、休農者等増えてきている中で、土地余り、そして隠れ放棄地的なものが結構見えてきている中で、色々仕事して行くのが大変だとは思いますが、それに加えて皆さんが言う通り、農家さんの財産を扱う、結局はお金が絡むということで、先日も話した通り相続関係等で思わぬ進まない状況なり、農業委員がどこまで入り込んでいいのかという難しい部分があると思いますが、農業委員だからと言ってガツガ

ツ行って人間関係ぎくしゃくするのも問題になってきますので、あまり深入りしないところは深入りしないようにしながら委員さん同士皆さんの意見を出し合って話しを進めていった結果、農業委員として出来る範囲で皆さんと協力して3年間やっていきたいと思いますので皆さんどうぞ宜しくお願いします。

議長 日程7、「広報特別委員会の構成について」を議題に供します。
広報特別委員会の委員構成につきましては、広報特別委員会設置要綱第2条の規定により、農政委員会から2名、農地委員会から2名と会長代理の併せて5名で構成することとなっております。すでに農政、農地各委員会から委員が選出されておりますので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは、報告いたします。
農政委員会からは山下委員と板橋弘美委員。農地委員会からは横田委員と金子委員。それと二瓶会長代理の5名で広報特別委員会が構成されます。以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。ここで、暫時休憩といたします。
休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。ただちに休憩に入ります。

事務局長 広報特別委員の皆様に連絡します。3号4号委員会室に移動願います。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き会議を再開致します。
休憩中に広報特別委員会委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは報告いたします。
委員長には山下委員、副委員長には板橋弘美委員が決定されました。
以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで、広報特別委員会委員長からご挨拶をいただきます。

山下委員長 この度広報特別委員会の委員長を務めることになりました山下です。なんと二期目なのですがここに立つのが初めてです。何卒緊張しているのですがよろしく願いいたします。そして皆さんの協力をいただきながら楽しく皆さんに開いていただけるような広報誌づくりを努めて参ります。一生懸命頑張りますので皆さんのご協力よろしく願いいたします。

議長 日程8「中標津町農業委員会地区推進班の編成について」を議題に供します。地区推進班は、中標津町農業委員会地区推進班規則第2条で、6地区と定めております。地

区推進班の班長及び委員は規則第3条の規定により委員会が選任することとなっております。おはかり致します。

地区推進班の班長、委員につきましては、お手元に配付のとおりとしたいが、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって地区推進班の班長、委員はお手元に配付のとおりといたします。
日程9、「北海道農業会議普通会員の選出について」を議題に供します。
提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長 「北海道農業会議普通会員の選出について」、事務局より説明いたします。
一般社団法人北海道農業会議定款に基づき、選出を行うものでございます。
普通会員となる資格は、定款の第6条第4項第1号の規定で、「この法人の目的及び業務に賛同する個人であって、北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」となっております。このことから、先ほど選出されました竹村会長を普通会員として、北海道農業会議へ報告することを確認するものでございます。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で「北海道農業会議普通会員の選出について」を終わります。
日程10、会務報告を事務局長から報告いたします。

事務局長 6月29日の総会以降につきまして会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。7月21日、役場301号会議室におきまして、中標津町農業委員会委員の辞令交付式が開催され、中標津町長より中標津町農業委員として任命する辞令書の授与が行われました。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程11、議案第1号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第1号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。
2ページをお開きください。
(1) 1. 申請人の住所、氏名から、3. 申請の理由までについては、記載のとおりです。4. 見取図については、3ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域となっており、公簿が牧場ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和８年７月９日、第２地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（１）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程１２、議案第２号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
（挙手あり）農地係長

農地係長 上程になりました議案第２号、「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」（１）について、事務局よりご説明申し上げます。５ページをお開きください。
（１）１．当事者の住所、氏名、から６．解約の理由までについては、記載のとおりです。
本案件につきましては、議案第３号（１）に関連するもので、現在賃貸借している農地について、近隣農家に借主を変更するため、期間内解約するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程１３、議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。（１）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。
（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)について説明いたします。7ページをお開きください。

1. 当事者の住所、氏名、から、9. 適用までについては、記載のとおりです。10. 見取図は、8ページのとおりです。本案件につきましては、農地中間管理機構が買入れした農地を、借主を変更して再度、賃貸借の設定をするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第3号(2)(3)について、説明いたします。

9ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、から7. 適用までについては、記載のとおりです。

8. 見取図は、11ページのとおりです。

なお、(3)につきましては、(2)で借り入れした農地を貸し付けるものですので一括してご説明いたします。10ページをご覧ください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、から9. 適用までについては、記載のとおりです。

10. 見取図は、11ページのとおりです。

この2件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案はこれを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程14、議案第4号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第4号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。13ページをお開きください。令和8年度分として、4件の提出がありました。記載のとおり、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第1回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 11時33分)